



令和6年9月27日

精華町議会 議長 三原 和久様

京都府後期高齢者医療広域連合議会

議員 村田周子

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第2回全員協議会・定例会報告  
全員協議会

1. 日 時 令和6年8月1日(木) 13時30分～

2. 場 所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

3. 議 事

(1) 広域連合議員の紹介 前回の定例会以降の選出議員 7名

(2) 議事日程等について

① 議案等の件数

- ・議員提出議案 0件 ・請願審査 4件
- ・長提出議案 7件 うち人事案件 1件

② 日程案

③ 会議録署名議員 木津川市 山本議員 精華町 村田

(3) 副広域連合長の選任について

氏名 古川博規京都府副知事

任期 令和6年8月28日～令和10年8月27日

(4) その他

令和6年2月定例会等に係る開催日及び開催場所について

- ・全員協議会 令和7年2月 6日(木)
- ・定例会 令和7年2月14日(金)
- ・開催場所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

定例会

1. 日 時 令和5年8月9日(金) 13時30分～

2. 場 所 京都ガーデンパレス

3. 議 事

(1) 会 期 8月9日(金)(1日)

(2) 議決結果 別紙「令和6年第2回定例会 議決結果」のとおり

1. 令和6年第2回全員協議会 協議資料

2. 令和6年第2回定例会 議決結果

3. 令和6年第2回定例会 議案概要

4. 令和5年度主要施策の成果説明書

5. 後期高齢者医療電算システムの機器更改について

6. 被保険者情報と個人番号(マイナンバー)の紐づけの誤りについて

# 京都府後期高齢者医療広域連合議会全員協議会

日時 令和6年8月1日(木)午後1時30分

場所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

## 一次 第一

- 1 広域連合議会議員の紹介
- 2 議事日程等について
  - (1) 議案等の件数
  - (2) 日程案
  - (3) 会議録署名議員
- 3 副広域連合長の選任について
- 4 その他

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

市町村	氏名
京都市	下村 あきら
	久保田 正紀
	玉本 なるみ
	青野 仁志
福知山市	森下 賢司
舞鶴市	杉島 久敏
綾部市	藤岡 康治
宇治市	西川 康史
	西川 美代子
宮津市	星野 和彦
亀岡市	菱田 光紀
城陽市	小松原 一哉
向日市	長谷川 愛
長岡京市	中小路 貴司
八幡市	叶 善之
京田辺市	早川 由紀夫
京丹後市	平林 智江美
南丹市	樋口 浩之
木津川市	山本 和延
大山崎町	西田 光宏
久御山町	巽 悦子
井手町	木村 健太
宇治田原町	榎木 憲法
笠置町	大倉 博
和束町	高山 豊彦
精華町	村田 周子
南山城村	頭鬼 久雄
京丹波町	梅原 好範
伊根町	佐戸 仁志
与謝野町	渡邊 貫治

令和6年8月  
京都府後期高齢者医療広域連合議会書記

**「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴う規定の整備について（報告）  
（京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例関係）**

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）の施行（令和7年6月1日施行）によって、「懲役及び禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなります。

これに伴い「懲役・禁錮」の字句が含まれる条例等では、これらを「拘禁刑」に改める規定の整備を行う必要が生じます。

当広域連合議会の個人情報の保護に関する条例におきましては、罰則規定で「懲役」の規定がございますことから、法の施行までに規定の整備を行うこととなりますので、令和7年2月定例会に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

事 務 連 絡  
令和6年5月24日

各都道府県 市町村担当部局長 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行の周知について（依頼）

第208回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）（以下併せて「改正法」という。）は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものであり、当該内容に対応する改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）により、令和7年6月1日から施行することとされています。

条例や規則中に「懲役」・「禁錮」の字句が含まれる場合には、改正法の施行日までに、これらを「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要が生じます。

これまで、貴都道府県総務部宛てに、市区町村等への周知をお願いしてきたところですが、改正の必要は、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）において制定された条例や規則においても同様ですので、貴都道府県におかれましては、改めて、各一部事務組合等に周知願います。

なお、貴都道府県宛てに発出済みの改正に対応するためのマニュアル等を参考送付させていただきますので御活用ください。

<添付書類>

- 1 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例等の改正について（マニュアル）【改訂版】

- 2 刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例等の改正について【改訂版】
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(参考例)
- 4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(参考例)・新旧対照条文
- 5 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(参考例)・参照条文

# 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員説明会

日時 令和6年8月1日(木) 全員協議会終了後

場所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

## 一次 第一

### 1 令和6年第2回定例会に係る議案説明

〔人事同意案件〕

(1) 副広域連合長の選任について

〔連合長提出案件〕

(2) 専決処分の承認について

- ・ 後期高齢者医療に関する条例の一部の改正
- ・ 令和5年度一般会計補正予算(明許繰越補正)

(3) 令和6年度一般会計補正予算について(第1号)

(4) 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算について(第1号)

(5) 令和5年度一般会計決算の認定について

(6) 令和5年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について

※ 議案とともに事前送付しました「参考資料」に基づき説明します。

### 2 報告事項

(1) 令和6年度保険料賦課の状況について

(2) マイナンバーと保険証の一体化に伴う制度について

(3) 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(4) 後期高齢者医療制度に関する全国協議会要望について

※ 本日席上配布しました資料に基づき説明します。

## 令和6年度保険料賦課の状況

### ① 保険料算定方法(令和6年度、令和7年度)

均等割額(56,340円) + 所得割額((総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率10.95%)

※ 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は令和6年度のみ所得割率10.11%

※ 賦課限度額80万円(昭和24年3月31日以前に生まれた方等は73万円)

### ② 確定賦課時の被保険者一人当たり保険料額

令和6年度 91,406円 (対前年比: +6,401円)

令和5年度 85,005円

#### ○前年との比較

令和6年度は、第9期保険料改定があり、第8期保険料と比較して、後期高齢者負担率の増等の制度改正により、均等割で2,920円、所得割で0.49%の増となったことから、軽減基準所得(2割、5割軽減)の対象が拡大されたものの、一人当たり保険料額が増加することとなった。

### ③ 確定賦課における軽減対象者数(括弧内は被保険者数に対する比率)

項目	令和6年度	令和5年度	対前年度比
被保険者数	423,452人	406,825人	4.1%
均等割	7割 179,190人(42.32%)	174,721人(42.95%)	2.6%
	5割 54,198人(12.80%)	50,264人(12.36%)	7.8%
	2割 53,998人(12.75%)	50,848人(12.50%)	6.2%
所得割	軽減用所得割率 (10.11%)適用 ※R6のみの措置 52,072人(12.30%)	-	-
被扶養者	1,794人(0.42%)	1,630人(0.40%)	10.1%

注) 均等割5割軽減又は2割軽減と軽減用所得割率の両方に該当する者は、それぞれ該当する項目に計上する。

### ④ 確定賦課額

令和6年度 38,706,162千円

令和5年度 34,582,330千円

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う制度について

### 1 療養の給付等を受けるための資格確認の方法

現行の被保険者証の廃止により、医療機関等での資格確認は次の方法により実施（1年間の経過措置あり。）。

- ① マイナ保険証によるオンライン資格確認（電子資格確認）
- ② 資格確認書の提出
- ③ 処方箋の提出（保険薬局から療養を受ける場合）
- ④ マイナンバーカードと資格情報のお知らせの提示（マイナ保険証保有者がオンライン資格確認義務化対象外の医療機関を受診する場合）

### 2 資格確認書の交付

(1) 資格確認書交付対象者（電子資格確認を受けることができない者）

- ① マイナ保険証を持っていない者（オンライン資格確認等システムから保険者に情報連携）
- ② マイナ保険証の利用登録解除者
- ③ マイナンバーカードの有効期限が切れた者、返納者
- ④ DV被害者などで、マイナポータルや医療機関等で個人情報が閲覧できない設定がされている者
- ⑤ 要配慮者など、マイナ保険証は持っているが、マイナ保険証での受診が難しい者（詳細は未確定）

(2) 交付方法

被保険者からの申請（ただし、上記①～④は当分の間、⑤は更新以降、職権での交付）

(3) 記載内容

- ① 必須記載事項（現保険証記載事項）  
氏名、性別、生年月日、被保険者番号、負担割合、有効期間等
- ② 任意記載事項  
申請により、高額療養費の限度額適用区分など限度額適用認定等の情報を記載

(4) 有効期限

5年以内で保険者が設定とされているが、後期高齢者医療制度は現行の保険証と同様の1年間

### 3 資格情報のお知らせの通知

マイナ保険証保有者がオンライン資格確認義務化対象外の医療機関等での受診が可能となるよう、マイナ保険証の保有者に被保険者番号や負担割合等の資格情報をお知らせにより通知する。

※ 資格取得または、負担割合など内容に変更が生じた場合に通知

### 4 限度額適用認定証等の取扱い

#### (1) 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額認定証

健康保険証の廃止に伴い、現行の証も廃止

- ・ マイナ保険証を保有している方  
医療機関等によるオンライン資格確認で限度額等を確認することが可能

- ・ マイナ保険証を保有していない方  
希望制により、資格確認書に任意記載事項として限度額等を記載。

※ これまでの発行状況を踏まえ、本人希望が推定される場合は申請によらず、職権対応も可。

#### (2) 特定疾病療養受療証

健康保険証の廃止後も、申請に基づき、現行の証を発行、または資格確認書への記載

### 5 保険料滞納者への対応

高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、資格証明書の交付に厳格な運用を行ってきたが、被保険者証廃止後も厳格に運用

#### (1) 前提条件

- ① 電話等による催促や相談機会の設定など、保険料の納付に資する取り組みを行っても、納付期限から1年以上納付しない者
- ② 保険料の滞納につき、災害等の特別な事情がない者

#### (2) 対応

現物給付から特別療養費の支給（償還払い）に変更

※ 被保険者証の廃止に伴い、被保険者資格証明書の交付に代えて特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うが、引き続き通知に当たっては厳格な運用を行う。

### 6 施行時期等

(1) 施行時期：令和6年12月2日

(2) 経過措置：施行日時点で交付済みの現行保険証については、当該保険証の有効期限（施行日から1年を超える場合は1年）までは当該証による資格確認が可能

## 7 その他

(1) 府内医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況 (R6. 5. 26 時点)

顔認証カードリーダー申込施設 4,331 施設 (88.2%)

準備完了施設数 4,438 施設 (90.4%)

運用開始施設数 4,344 施設 (88.5%)

(2) マイナ保険証の利用状況 (R6. 5 月分)

全国 : 14,247,080 (7.73%)

※ 京都府は 8.33%

(3) コールセンターの設置

マイナンバーカードと保険証の一体化や制度改正に伴う保険料改定に伴う問い合わせ等に対応するため、コールセンターを設置している。

設置期間 : 令和 6 年 7 月 ~ 9 月 ※対応状況により、設置期間を延長予定

(対応時間 : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 土日祝除く。)

## 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

### 1 現況等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（令和6年12月2日）に伴い、関係政省令（※）の整備（改正）が行われることとなりますが、その公布につきましては、今回の定例会（8月9日）以降となることが見込まれております。

当広域連合におきましても、同整備に伴い「京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正が必要となるところではございますが、関係政省令整備（高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正）を受けての改正となることから、関係政省令が公布された後に関係条例の一部改正を行う予定をいたしております。なお、当該条例の改正の施行が令和6年12月2日に予定されていることから、本改正は専決処分で行い、次回の定例会で御報告させていただきたいと考えております。

### 2 主な改正内容（別紙「新旧対照表」を参照）

- ・ 被保険者証の返還に応じない者への罰則規定の削除

### 3 その他（標準条例の改正によるもの）

上記のほか、「京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の標準条例の改正が予定されており、令和6年12月2日施行とされております。上記に併せ、本件規定の整理を図って参ります。

（内容） 徴収猶予に係る期間の変更（別紙「新旧対照表」を参照）

※今後の国の動向等により、変更となる可能性があります。

### （※）関係政省令

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

## 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内期間を限って、その徴収を猶予することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前各号に掲げる理由に類する相当の理由があったとき。</p> <p>(中略)</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p>
<p>第26条 (削除)</p>	<p>第26条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。</p>
<p>第26条 (略)</p>	<p>第27条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p>
<p>第27条 (略)</p>	<p>第28条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>
<p>第28条 前3条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>第29条 前4条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。</p> <p>2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>附 則 (令和6年●月●日条例第●号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の第17条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料につい</p>	

て適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第●号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による



# 後期高齢者医療制度に関する要望書

令和6年6月12日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

## 後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

### 記

#### 1 マイナンバー制度関連について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、被保険者・医療機関等・保険者の全てが安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、以下の4点を要望する。

- (1) 国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者・医療機関等・保険者の混乱や事務・財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握・検討したうえで、全ての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう制度設計するとともに、周知・広報や説明についても責任を持って取り組むこと。
- (2) マイナ保険証利用促進に係る周知広報等費用については、全額、国による財政支援を行うこと。
- (3) マイナ保険証利用率向上のため、国の責任で医療機関及び薬局に対して利用促進を要請し、取組を強化すること。  
また、今後、マイナ保険証利用率や利用促進に向けた取組について、交付金等の減額につながる減点指標を設定するような制度改正を行わないこと。
- (4) やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者に混乱が生じないよう配慮すること。

#### 2 標準システム関連について

標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修経費並びにクラウド化に伴い増加する運用経費等について、以下の4点を要望する。

- (1) 次期標準システムの運用経費が現行システムの運用経費より確実に削減されるよう、方策を講じること。
- (2) 次期標準システム機器更改経費、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修経費並びにクラウド化に伴い増加する運用経費、開発遅延によって生じるかかり増し経費については、国庫による十分な財政支援を行うこと。

- (3) 次期標準システム機器更改の開発遅延が発生した要因等に関する情報のうち、今後のシステム安定稼働に向けて必要となる情報に関しては、本稼働後のトラブルを回避するためにも、国及び国保中央会の責任で、各都道府県広域連合及び各都道府県広域連合が委託契約を結んでいるベンダーに対して速やかに開示すること。
- (4) 標準システムのクラウド化の費用対効果検証については、一定期間を設け実施すること。

### 3 今後の保険料引き上げに対する措置について

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者の負担が過度なものとならないよう、以下の4点に関して、国において適切な措置を講じること。

- (1) 出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することなどに対する対象被保険者の負担軽減に係る激変緩和措置は、中間所得者層の保険料で補填すべきものではない。よって、激変緩和措置に要する費用については、国の責任で財政措置すること。
- (2) 今回の医療保険制度改革に伴う保険料の激変緩和措置について、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対する激変緩和措置を、令和7年度においても継続し、その保険料に当たる部分については国からの財政支援とすること。
- (3) 医療費適正化に向けた取組を先頭に立って更に推進させること。
- (4) 現在の被保険者について、判定基準の見直しにより2割負担にすることは、該当する被保険者数が大幅に増加し大きな混乱を招く広域連合もあることから、短期間のうちに判断基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる改定は行わないこと。  
また、将来的に後期高齢者医療制度の見直しを行う場合においては、大きな混乱が起きないように慎重に行うとともに、現役世代も含め出来る限り負担のかからない制度設計とすること。

### 4 子ども・子育て支援金制度について

「こども未来戦略」において、少子化対策の安定財源確保のために導入が予定されている「子ども・子育て支援金制度」について、以下の3点が実施されるよう、関係省庁に働きかけること。

- (1) 「子ども・子育て支援金制度」については、その用途を明確にし、税ではなく医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び社会保険料に支援金を上乗せするという更なる負担増に対し、被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないよう運営すること。
- (2) 広域連合と自治体が周知・広報を行った場合に要する費用については、国による財政支援を確実に実施すること。

- (3) 保険者である広域連合が支援金の賦課・徴収を行う想定とされているが、国が国民に直接かつ丁寧に説明を行うこと。

また、滞納等が保険財政に影響しないよう、徴収方法の見直しも含めて慎重に対応するとともに、必要に応じて国が責任をもって財政支援等の対策を講じること。

## 5 財政関連について

全世代型社会保障制度改革を進めるに当たり、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取のうえ、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が出来るよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充するとともに、被保険者である高齢者にとって過度な負担とならないよう財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ること。

また、国保総合システムの開発や運用に当たっては、保守・運用経費が縮減され、かつ、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。

## 6 制度の運営体制関連について

- (1) 後期高齢者医療制度改革の今後の検討に当たっては、広域連合や地方自治体等関係団体の意見を十分聴取のうえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を目前に控え、これまで経験のない超高齢社会となること、また、国民健康保険との制度間の連携が重要であることも踏まえ、持続可能な安定した運営体制を確立するための中長期的なビジョンを早急に示すこと。

- (2) 生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要であり、制度の維持及び財政の安定化を図るため、引き続き現行の医療扶助の維持を強く求める。

- (3) 後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

## 7 大規模災害関連について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和6年度以降も引き続き継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

- (2) 令和6年能登半島地震等、災害救助法が適用された大規模災害を被災した被保険者に係る保険料の減免及び一部負担金の免除に当たっては、被災地域の後期高齢者医療広域連合の被保険者だけでなく、当該地域から避難し、住所を移転した被保険者も対象とし、財政支援すること。

8 保健事業関連について

(1) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を安定的かつ継続して取り組むことができるよう、事業実施に係る費用全額を賄うとともに、財政支援を恒久化すること。

また、事業の中心を担う医療専門職（保健師等）を確保するための支援を行うこと。

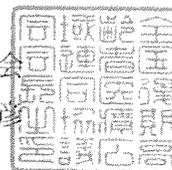
(2) 第3期データヘルス計画に掲げる保健事業等を円滑に実施するため、後期高齢者医療制度事業費補助金における健康診査事業の補助率の引き上げを行うとともに、実態に即した基準単価を設定し、十分な財政支援を行うこと。

以上

令和6年6月12日

厚生労働大臣 武見敬三様

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾俊彦



京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第2回定例会議事日程

令和6年8月9日（金）午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 同意第3号から認定第2号までの上程（広域連合長説明）
- 第6 同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 一般質問
- 第8 承認第1号 専決処分の承認について  
（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 第9 承認第2号 専決処分の承認について  
（令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））
- 第10 議案第8号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第9号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 認定第1号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第2号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 請願第3号から第6号までの上程（紹介議員説明）
- 第15 請願第3号及び第4号  
京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善に関する請願書
- 第16 請願第5号及び第6号  
現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書

## 令和6年第2回定例会 質問等通告一覧表

### 1 一般質問

通告 順位	議員名	質問概要
1	久保田 正紀 議員 (京都市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度は平成20年度から開始され、およそ15年が経過する中、京都府においては、制度当初、被保険者数は27万人ほどでありましたが、令和5年度には40万人を超え、確実に高齢化社会が進んでいることが窺えます。</li> <li>・ 後期高齢者は、前期高齢者に比べフレイルの進行が顕著であり、複数の慢性疾病を有している方が多く、一度、要介護状態になってしまうと、なかなか以前の状態に回復するのは簡単ではありません。 被保険者のお一人お一人が、できる限り在宅で自立した生活を送ることが出来るよう、生活習慣病等の重症化予防や心身機能の低下を予防するため、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の推進が非常に重要であると考えます。</li> <li>・ 令和2年度から開始された一体的実施については、健康診査等のデータに基づいて地域の健康課題の分析等を行ったうえで、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が、高齢者に対する個別的支援、いわゆるハイリスクアプローチと、高齢者の集う「通いの場」への積極的な関与、いわゆるポピュレーションアプローチを併せて行うこととされており、国は、令和6年度中には全市町村での実施を目標としているところです。</li> <li>・ 一方で、今後も75歳以上の方が増加していく状況の中、保健師などの医療専門職は多くの市町村で慢性的に不足しており、限られた人員体制の中で一体的実施を効果的に進めていくためには、府下市町村間でのノウハウの共有や医療関係団体との連携などを進めていくことが必要であると考えます。</li> <li>・ そこでお尋ねします。「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」について、             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本広域連合における令和6年度の実施状況について、実施市町村の課題状況や支援内容と併せて、お答えください。</li> <li>② また、令和2年度開始の本事業について、その効果や妥当性に対する広域連合としての見解と、これを踏まえた、一体的実施の今後の方向性についての考え方をお答えください。</li> </ol> </li> </ul>
2	玉本 なるみ 議員 (京都市)	<p>1、マイナンバーカード保険証の利用率はR6年5月分、全国7.73%、京都府は8.83%ということだった。(2023年6月の全国のオンラインシック確認の利用は5.6%)</p> <p>マイナンバーカードの取得は任意のものであり、カードに紐付けしているマイナ保険証の取得も強制ではなく、<u>任意という認識に間違いはないか。</u></p>

		<p>2, 厚生労働省はマイナンバー保険証の利用率をあげるために、医療機関に対して支援策を行っているが医療機関にしてみたら、大変な手間になっていると聞く。<u>支援策とはどのようなものか。支援金の取得状況は把握されているか。</u></p> <p>3, 電子証明書の有効期限 5 年が経ち、更新手続きが徐々に実施されだしている。更新手続きが必要な方にはお知らせの文書が送られていると思うが、<u>うまく更新手続きは出来ているのか。更新予定の年毎の人数の状況の説明を。</u></p> <p>ある方は更新手続きをしておらず、医療機関の窓口で、カードリーダーで資格確認できず、困っていたら、電子証明書の期限が切れていたことがわかったとのこと。行政等から来た通知を高齢者は読んでいなかったり、内容を理解できない方もおられる。<u>更新の手続き漏れによる影響は出ていないか。ただし、現在は紙の保険証が交付されているので、そちらを提示したら診療は受けられるが、保険証が廃止されてしまうと、どうなるか。保険料は年金から天引きで払っておられると思うが、無保険状況にはならないと思うが、無保険証状況にはなるのではないか。</u></p> <p>4, 健康保険証廃止に伴う問題について</p> <p>マイナ保険証を取得していない方には、「資格確認書」の送付については、当初は申請制と言われていたが、当面は職権で送ると説明があった。<u>有効期限は 1 年ということだが、最大で 5 年間と言われていた。1 年とした判断理由の説明を。</u></p> <p>来年の更新時には、紙の保険証がなくなっているのので、マイナ保険証の方には資格確認情報のお知らせ文が送られてくることになっている。そして、その効力は、あくまでもマイナ保険証とセットであることと説明されている。マイナ保険証の電子証明が未更新だった場合は、資格情報確認のお知らせがあっても、<u>無保険状況になるのか。</u></p> <p>カード未取得者に発行予定の「資格確認書」の取り扱いについては、保険料が滞納状況の方に対して、現行は短期証を発行しているが、12 月 2 日以降は、短期保険証も廃止となる。<u>資格確認書も有効期限が短期のものを出すのか。滞納が続く場合、負担割合の記載が 10 割というものもあり得るのか。</u></p>
3	平林 智江美 議員 (京丹後市)	<p>① 令和 4・5 年度の保険料が令和 6・7 年度では均等割で 2,920 円、所得割 0.49% の値上がりである。滞納者の多くは普通徴収の被保険者である。もともと年金が少ない方である、生活は大変厳しい。病気になった時、安心して病院にかかることができるようしっかり手立てをすべきである。</p> <p>② 厚労大臣へ要望もされていますが、国の責任で財政支援をもっと強く要望すべきである。</p> <p>③ 値上げの原因となっている出産育児支援金の廃止を国に対して求めること。</p>

4	巽 悦子 議員 (久御山町)	<p>1、「高齢者の医療の確保に関する法律」について第125条の高齢者の保健事業に関して聞く。</p> <p>① この法律の目的、国や地方自治体、さらに保険者である京都府後期高齢者医療広域連合の責務について、改めて確認する。</p> <p>②-1、法律第125条には、高齢者保健事業が示されている。第1項には、「広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ…健康の保持増進のために必要な「高齢者保健事業」を行うよう努めなければならない」としている。</p> <p style="padding-left: 2em;">現在の取り組み状況の説明(具体的に)を。</p> <p>②-2、「脳ドック」の検査への補助、および聴力検査項目の追加について聞く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳ドック…脳の健康状態をチェックすることができる検査といわれており、未然に病気を発見し、健康を保つために重要な検査であると考えている。</li> <li>・高齢化に伴い「聞こえにくい」「聞き間違い」といった高齢者もおられる。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">これらは未然に発見し、正しく理解をできることは、社会生活でも必要なことである。よって、高齢者の健康維持の観点からも、脳ドックへの補助及び健診項目に聴力検査を追加されることについて答弁を。</p> <p>2、後期高齢者医療保険の保険料算定における公費負担を増やし、保険料を引き下げることについての見解を。</p> <p>3、2022年(R4)年10月1日から実施の被保険者窓口負担2割化の影響についてを聞く。</p> <p style="padding-left: 2em;">先月、被保険者の方を訪問して状況をきいた。</p> <p style="padding-left: 2em;">「命にかかわるので医療費は削れない」「上限3000円」の措置が終わったら、また、窓口で支払いが2割になる。年金はさがっているのに…」の声が届く。</p> <p style="padding-left: 2em;">健康で長生きするための医療が、結局、食事まで削る状況である。</p> <p style="padding-left: 2em;">高齢化に伴い、まず増えるのが医療費である。連合長の見解を求める。</p>
---	----------------------	---

## 2 議案質疑、討論

議案第8号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第1号)

通告 順位	議員名	質疑概要
1	玉本 なるみ 議員 (京都市)	<p>1、標準システム機器更改において、新たに必要とされるミドルウェアライセンスの導入用に要する経費について</p> <p>① 国のシステム開発作業遅延により、1年延長して機器更改をされてきた。ミドルウェアとは、オペレーティングシステム</p>

		<p>(OS) とアプリケーションソフトウェアの間に位置し、両者をつなぐ役割を担うソフトウェアだが、当初予算にはなぜ、入っていないのか。</p> <p>② ミドルウェアライセンスのデメリットについて</p> <p>ミドルウェアは、ITシステムにおいて重要な役割を担っているソフトウェアであるが、デメリットも存在する。導入・維持コスト、複雑性、依存性、セキュリティリスクなどがあるとのこと。今回の補正予算が導入等に要する経費となっているが、今後、維持コストとしての経費はどうなるのか。</p>
--	--	---

議案第9号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

通告順位	議員名	質疑概要
1	巽悦子 議員 (久御山町)	<p>1、支払基金拠出金（出産育児支援金）の増額補正3,344千円について聞く。</p> <p>令和6年度補正予算（第1号）では、令和6年度・7年度の間は被保険者の負担率は緩和策として3.5%である。</p> <p>① 支払い基金からの決定額について聞く。</p> <p>決定額は、補正後の総額275,687千円でよいのか。</p> <p>② 決定額の内訳、対象者数及び1人当たり負担額について説明を。</p> <p>③ 一人当たりの平均額が明記された説明書が必要ではないのか。</p> <p>*被保険者からは、保険料通知書に同封されていた「保険料通知書の見かた」には、《保険料算定の基礎》の囲み記事はあるが、「自分は出産育児一時金をいくら支払うことになるのかわからない」と話されている。また、同封されたチラシには、仕組みの説明はあっても平均一人当たりいくら支払うのかも明記されていない。</p> <p>2、今年、2月議会で、令和6年度「特別会計」当初予算の説明では、<u>今年10月より高額療養費等の口座振り込みについて、金融機関への支払い手数料が発生「予定」とし、件数を約402,000件と見込んで</u>いるとの説明。当初予算は42,620千円、本補正予算でも補正の増減はない。</p> <p>① 振込手数料実施は、いつからか。</p> <p>② また、振り込み手数料の財源は、(当初予算の通り)一般財源か。</p> <p>3、<u>諸支出金608,345千円の返還の説明には、令和5年度支払基金交付金等返還金とある。</u></p> <p>そこで、支払基金交付金以外の補助事業名および補助額の説明を。</p>

通告 順位	議員名		討論
1	巽 悦子 議員 (久御山町)		反対討論

認定第1号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

通告 順位	議員名	質疑概要
1	巽 悦子 議員 (久御山町)	<p><b>A 令和5年度決算／歳入</b></p> <p>1、(款) 国庫支出金の事業別内訳</p> <p>① 特別調整交付金 254,428,000 円</p> <p>② 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 14,701,000 円</p> <p>③ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,382,000 円</p> <p>2、府支出金／運営助成事業費補助金 19,766,000 円の内訳</p> <p><b>B 令和5年度決算／歳出</b></p> <p>1、委託料の内訳(総務管理費・業務管理費): 委託先・委託費・事業内容</p> <p>2、業務管理費／委託料 665,298,000 円を繰越明許費とする理由・</p> <p>3、医療協議会費当初予算 343,000 円だが、不用額が 145,040 円であるが、理由。</p> <p>4、民生費・社会福祉費・事務費繰出金 84,380,588 円について</p> <p>① 繰り出し金の内訳。</p> <p>② 健康診査の追加項目も含め補助をおこなった項目、補助に至った理由とは。</p>

通告 順位	議員名		討論
1	巽 悦子 議員 (久御山町)		反対討論

認定第2号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計歳入歳出決算の認定について

通告 順位	議員名	質疑概要
1	玉本 なるみ 議員 (京都市)	<p>1) 後期高齢者医療制度の財政及び増大する保険料について</p> <p>2023年度(令和5年度)の実質収支は10,552,446,073円の黒字となり、16年連続の黒字決算となっている。高齢者の暮らしは低い年金と物価高騰による影響で厳しい生活が強いられており、保険料や窓口負担は限界を超えている。</p> <p>大幅な被保険者数の増大により、保険給付の増加はやむを得ない</p>

		<p>ことであり、定率国庫負担の割合を今こそ、引き上げ、保険料は引き下げるべきである。全国協議会を通じて定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の見直しは要望しているとのことだが、制度発足から、保険料は増大し続けているが、国の負担割合の経緯はどうなっているか。とりわけ、今年度 2024 年度は後期高齢者医療保険や介護保険における保険料のダブル引き上げにより、生活の厳しさは増している。</p> <p>2) 新型コロナウイルスへの治療費負担について</p> <p>新型コロナウイルスの分類は昨年 R5 年 5 月 8 日以降、5 類となったが、感染は収束している状況になく、11 波と言われている。問題は 5 類への移行により、検査費も治療費も無料から負担が必要となったが、とりわけ、薬代が高額である。当然、保険給付費も増えるのではないかと。自己負担額を聞き、薬の処方をする方もいる。必要な医療が受けられるよう、対策が必要ではないか。</p> <p>3) 窓口負担の増大による影響について</p> <p>窓口負担割合が 2 割負担となった被保険者について 2 割負担となっているのは約 20.0%。2 割と言えば負担額が 2 倍になったということ。心配されるのは受診抑制とならないかということである。3 年間の配慮措置も来月で 2 年となる。窓口負担は元の 1 割にもどすべきではないか。少なくとも、配慮措置を継続させるなど対策が必要ではないか。</p> <p>4) 保健事業について</p> <p>健診事業など保健事業費は増加しており、R5 年度は 22 の市町村に委託し、本年度はさらに拡大することを目標としている。市町村格差の是正も含めての取り組みが必要だが、現状と課題についての認識はどうか。</p>
--	--	---

通告順位	議員名		討論
1	玉本 なるみ 議員 (京都市)		反対討論

### 3 請願に関する質疑、討論

請願第 3 号及び第 4 号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善に関する請願書

通告順位	議員名		討論
1	巽 悦子 議員 (久御山町)		賛成討論

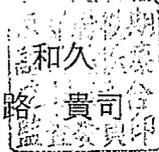
請願第5号及び第6号 現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書

通告 順位	議員名		討論
1	平林 智江美 議員 (京丹後市)		賛成討論

6京広監第11号  
令和6年7月18日

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長 様

京都府後期高齢者医療広域連合代表監査委員 川村 和久  
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 中小路 貴司



例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和6年1月分～令和6年6月分の例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、別添のとおり検査結果に関する報告書を提出する。

## 例月出納検査報告書

### 第1 検査の概要

#### 1 検査の対象

令和6年1月分から令和6年6月分までの一般会計及び特別会計に係る現金、預金等の出納に関する事務

#### 2 検査の実施日

令和6年2月19日（令和6年1月分）

令和6年3月14日（令和6年2月分）

令和6年4月22日（令和6年3月分）

令和6年5月30日（令和6年4月分）

令和6年6月19日（令和6年5月分）

令和6年7月18日（令和6年6月分）

#### 3 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と金融機関の預金の残高証明書、関係帳簿、証ひょう書類等との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

### 第2 検査の結果

令和6年1月から令和6年6月までの各末日現在における現金及び預金の金額並びに会計管理者から提出された現金出納状況総括表その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年8月9日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書

京都府後期高齢者医療広域連合一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国庫支出金	その他		計
2.総務費	1.総務管理費	標準システム 機器更改事業	円 709,299,000	円 665,298,000	円 0	円 175,944,000	円 基金 489,354,000	円 665,298,000	円 0

## 令和6年第2回定例会 議決結果

## ○ 広域連合長提出議案

番号	件名	議決年月日	結果
同意 第3号	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	令和6年8月9日	同意
承認 第1号	専決処分の承認について (京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	令和6年8月9日	承認
承認 第2号	専決処分の承認について (令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号))	令和6年8月9日	承認
議案 第8号	令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	令和6年8月9日	可決
議案 第9号	令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	令和6年8月9日	可決
認定 第1号	令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和6年8月9日	認定
認定 第2号	令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年8月9日	認定

## ○ 請願

番号	件名	議決年月日	結果
請願 第3号	京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善に関する請願書	令和6年8月9日	不採択
請願 第4号	京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善に関する請願書	令和6年8月9日	不採択
請願 第5号	現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書	令和6年8月9日	不採択
請願 第6号	現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書	令和6年8月9日	不採択